

令和7年度デジタルリテラシー・デジタルスキル標準習得講習企画 運営業務 プロポーザル 質問への回答

ページ、項目番号	内容	回答
1 公募要領P5 8(契約の締結)	弊社が契約候補者となった場合、詳細な契約条件につき協議させていただきたいと考えております。仮に協議させていただいたものの合意できず、契約締結に至らなかった場合に、弊社に不利益(補償が必要だったり、以後の入札参加が制限されたりなど)はあるでしょうか。	仮に協議の結果、合意に至らない場合でも、不利益は発生しません。
2 仕様書P4 8(成果報告品の納品)	成果報告品等の提出物の著作権は委託者に移転するでしょうか。移転する場合、成果報告品に含まれる弊社または第三者が従前から有する権利は、弊社または第三者に留保させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。	提出物の著作権は、委託者である県に移転します。成果報告品に含まれる権利で、従前から御社等が有する権利は御社等に留保します。
3 公募要領P5 8(契約の締結)	弊社は代理店としてオンライン学習サービスの受講権を販売しており、弊社が本業務を受注した場合はオンライン学習サービスの提供会社が直接貴庁と契約のうえ貴庁および利用者にサービスを提供させていただく予定です。サービスの利用を通じてオンライン学習サービスの提供会社に提供される情報は、当該提供会社の定める規約等に沿って取り扱われることとなりますが、よろしいでしょうか。	企画提案書提出者から契約候補者を選定のうえ、協議のうえで、その候補者と契約を締結します。契約候補者の委託先である「オンライン学習サービスの提供会社」は契約先になりません。再委託先等の行為について、受注者は県に対して全ての責任を負うことになることを承知し、申請いただいたものについて、内容が適切であると判断した場合は再委託を承認します。ただし、契約候補者が、全部又は主体的部分を委託することを禁止しているにご留意ください。なお、情報の取り扱いについては、当該提供会社の定める規約等の内容を企画提案書の中でお示しください。
4 仕様書P4 9(その他)	個人情報の取扱いを定める特別の規程等がある場合、企画提案書等の提出前に拝見できないでしょうか。	別添資料を参照願います。
5 公募要領P3 6(委託事業者の選定及び評価方法)	企画提案書等は公募要領5に電子メールにて申請とありますが、プレゼンテーション当日はパソコン、プロジェクト等は仕様不可とございます。当日は企画提案書を印刷して持参する形式になるという認識で合っておりますでしょうか。また、選定委員会の皆様の方も印刷が必要かと思うのですが、何名様いらっしゃいますでしょうか。	審査委員用の資料は本県が印刷して用意するため不要です。なお、ご自身がプレゼン資料を確認するため等のためにパソコンを持ち込むことは差し支えありません。
6 公募要領P3 6(委託事業者の選定及び評価方法)	企画提案書の様式はPowerPoint、Word等なにか指定はございますでしょうか	指定はありませんが、特殊なソフトウェアで作成された場合、本県のパソコンでファイルを開けない場合があります。PowerPoint、Wordで作成されていれば問題ありませんが、それ以外のソフトウェアを使用される場合は、pdfファイルに変換してご提出ください。
7 公募要領P2(5提出書類)	①～④の書類につきましては、全て押印は不要という認識でよいでしょうか。	押印は不要です。
8 仕様書P2(6委託業務内容)	「令和7年度RPA講習企画運営業務」仕様書では5.委託する講習の内容d募集人数に各15名と記載がございますが、「令和7年度デジタルリテラシー・デジタルスキル標準習得講習企画運営業務」には募集人数の記載がございません。一方で「受講希望者多数の場合は、和歌山県との協議の上、各講習の募集人数程度を選考すること」とありますが、 ・募集人数はどれくらいの人数を想定されておりますか。 ・オンライン学習(eラーニング)をご想定でしょうか。	募集人数は100名を想定しています。基本的にはオンライン学習(eラーニング)を想定していますが、対面学習を組み込んでいただくことは問題ございません。その点も踏まえて審査させていただきます。
9 仕様書P2(6委託業務内容)	「スマートフォンでは事前に動画をダウンロードし、オフライン環境でも視聴できるようにすること」とありますが、動画のダウンロードではなく、レジュメ(研修資料)のダウンロード・音声データのダウンロードが可能という仕様で代替可能でしょうか。	学習効果の観点から、動画のダウンロードできる環境の提供を要件としています。
10 公募要領P2(選定委員会)	「審査時間は別途通知する」とありますが、対面実施にて、午前中実施の場合は状況に応じて前泊が必要になると存じます。スケジュール調整の関係上、現状実施が午前・午後どちらか決まっておりますらご教示頂けますと幸いです。	提案があった事業者数に応じて審査時間が変動しますので、現時点では回答いたしかねます。
11 仕様書P1の「5」について	「経済産業省が定めるデジタルリテラシーを身に付け、社内でDXを実践するために必要な、デジタルスキル標準に定義される人材レベル」との記載がございますが具体的にどの人材類型に当てはまりますでしょうか。	5つの人材すべての人材が育成できる中身の講座を提供いただくことを想定しています。

令和7年度デジタルリテラシー・デジタルスキル標準習得講習企画
運營業務 プロポーザル 質問への回答

	ページ、項目番号	内容	回答
12	仕様書P1の「5」受講者人数について	乗降者人数想定は何人でしょうか。	100人程度を想定しています。
13	仕様書P1の「5」講習形態について	講習形態はE-ラーニングとの認識でお間違いございませんでしょうか。	e-ラーニングを想定しています。
14	仕様書P2の「6-d-②」動画のダウンロードについて	スマートフォンで再生できる形式であればダウンロードが出来なくても大丈夫でしょうか。	ダウンロードできる環境の提供を要件としています。